「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（令和８年４月１日改定・施行）の概要

ガイドラインの構成

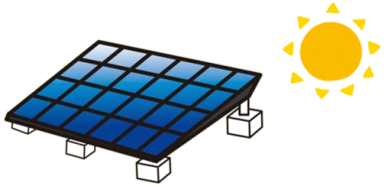

1 策定の背景
2 目的
3 用語の整理
4 ガイドラインの適用対象施設
5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項
　（1）企画立案時（2）設計・施工時（3）運用・管理時（4）撤去・処分時
6 地域との共生を図るために事業者に求める対策【追加】
7 県、市町の役割
8 その他

ガイドラインの内容

…改定のポイント　…主な変更点

1 策定の背景［P１～P２］

【改定の趣旨】
・近年、再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、安全面、防災面、景観など環境への影響等に対する地域の懸念が全国的に発生、**太陽光発電施設の適正導入の重要性の高まり**
・本県においては、太陽光発電に関して、**県民からは、コミュニケーション不足や、柵や標識の不備などの不安の声が依然として多い状況**
・**現行ガイドラインで対象外の施設も含めた実態把握や適正導入の促進が喫緊の課題**
・こうした状況をふまえ、**早急に対処すべき事項について、現行ガイドラインで不足する点を充実強化**し、安全安心な県民の暮らしや自然環境と**調和がとれた施設の更なる適正導入の推進が必要**

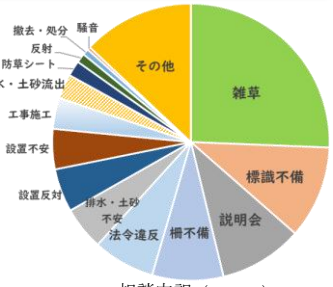

相談内訳（R4～R6）

2 目的［P２］

・事業者による地域住民への情報提供、法令や条例の遵守、地域住民の理解を得ながらの事業推進等を図ることにより、安全、安心な県民の暮らし、三重の豊かな自然環境と調和がとれた太陽光発電施設の適正な導入を進めることを目的とする

3 用語の整理［P３］

・ガイドラインに記載のある各用語を定義

4 ガイドラインの適用対象施設［P４～P５］

・これまでのガイドライン適用対象施設（FIT/FIP、50kW以上）に次の施設を追加
①非FIT/非FIPの追加
②出力規模（下限）の拡大「10kW以上、50kW未満の施設追加」
※FIT/FIPとは再生可能エネルギーの普及を目的とした国の電力買取制度のこと

・複数の太陽光発電施設の出力を合算する場合（一体性の判断）の具体的な考え方を明記

本ガイドラインは太陽光発電設備に係る国の動向や地域の実情をふまえつつ、不断の見直しを行うものとし、改定後のガイドラインを運用する中で、たとえば、森林や砂防指定地等において、太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為等に起因して、生命、財産に危険を及ぼすような重大な事案のおそれが生じた場合や、ガイドラインに基づく行政指導が守られない事例が積み重なった場合、条例化の検討を進めることとします。

5 事業者が実施する遵守事項、推奨事項［P６～P28］

（1）企画立案時

・土地及び周辺環境の調査、土地の選定における遵守事項や関係手続等について規定
↪土地の選定、開発計画の策定にあたり十分考慮が必要な区域として、法令や条例の規定で開発行為制限や許可等が必要な区域に加え、規則や要綱等に基づき「県又は市町への相談・配慮が必要な区域」を追加
・農地転用において、土砂流出などで周辺農地の営農条件や農業用用排水施設の機能に支障を及ぼさないか、周辺農地の所有者や耕作者の理解が得られているかなど、適切に被害防除の措置を行い、農業委員会や市町への説明に努める旨を追記
・施設設置による予防措置等の対策や住民説明の実施状況、地域住民の意見への対応等を確認する「地域共生のための予防措置等報告書」の届出を新たに事業者から求める旨を追記
・説明会の開催においては、住民のみならず、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者も対象とする旨を追記

・「事業予定地の面積が10ha以上」又は「県・市町、地域住民から求めがあった場合」は、災害やトラブル防止、地域との調和の観点から原則、協定書等の締結に努める旨を追記
・「住民説明会」又は「事前周知措置」の対象や範囲を以下の通り設定のうえ追記

対象事業		住民への説明・事前周知の範囲
【説明会開催】 「出力50kW**以上**」 又は 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」**内**	**【事前周知措置】** 「出力10kW**以上**、50kW**未満**」 かつ 「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」**外**	太陽光発電事業を実施する場所の敷地境界線から水平距離が以下の範囲に居住する者 ・出力50kW以上　：300m以内 ・出力10kW以上、50kW未満　：100m以内 ・環境アセス対象事業（環境影響評価法）：1km以内

↪本県の「周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア」（法令の許可や指定が必要）の一覧表を追加

・地域とのコミュニケーションにおいて配慮すべき地域住民の範囲や方法について市町に相談する旨を規定

（2）設計・施工時

・土地及び発電設備の設計において、法令・条例の規定に従う旨、法令・条例の適用がない場所でも土地や地域の実情に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な設計を行う旨を規定
・施工において、法令・条例の規定に従う旨、工事に伴う資材や廃棄物等を適切に処理する旨を規定
・周辺環境への配慮として、住民に与える騒音、電磁波等の影響を考慮し、適切な措置を講ずる旨を規定
・外側から見えやすい場所に事業者名・責任者・連絡先を記した標識を掲示する旨、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、施設の周囲に柵を設置する旨を規定

（3）運用・管理時

・保守点検・維持管理における地域住民や周辺環境への配慮事項、落雷・洪水・地震等による設備の破損が発生する恐れがある場合や発生した場合の留意事項（速やかな現地確認や損壊や感電の確認等）などを規定

（4）撤去・処分時

・廃棄物処理法等の法令遵守や事業終了後の設備撤去は市町や住民等との合意に沿って対応する旨を規定
・事業終了後も、感電防止の観点から第三者がみだりに近づかないよう、適切な措置を講ずる旨を規定

6 地域との共生を図るために事業者に求める対策［P29～P33］

・安全安心な県民の暮らしや自然環境との調和がとれた太陽光発電施設の設置が進むよう、県民からの不安が大きい反射光や柵塀、雑草の繁茂、排水等において考えられる影響と事業者に求める対策の具体例を明記

7 県、市町の役割［P34］

・住民や事業者からの相談や届出への対応、関係法令、条例で規定される措置や手続きの相談対応などにかかる県と市町の役割を規定

8 その他［P35］

・不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的にホームページ上で公表する旨を規定
・事業者への意識付けや住民の不安解消につなげるため、県ホームページにて、「事業者名」「設置予定場所」「総発電出力」などの情報を公開する旨を追記
・関係法令や条例又は本ガイドラインが遵守されないなど適切に行われていない状況が確認された場合は、県又は市町が事業者に対する指導や国への情報提供を行う場合がある旨を規定
・事業者に対する指導を重ねてもなお改善がみられない又は重大な違反状態が続く場合など公益を確保するために必要がある場合は、違反事実等を公表する場合がある旨を追記